

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、これまで教育委員会が管理し、および執行していた教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）について、知事が管理し、および執行することとするため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) 教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については、知事が管理し、および執行することとします。（本則関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。